

## 結城市結城紬きもの貸出事業に関する要項

(趣旨)

第1条 この告示は、ユネスコ無形文化遺産に登録された結城紬を地域資源として活用し、結城市のPR並びに結城紬の生産及び販売促進のため、市が所有する結城紬きもの、帯、着付けに必要な小物等（以下「きもの等」という。）の貸出しに関する必要な事項を定めるものとする。

(貸出きもの等)

第2条 貸出しするきもの等は、別表のとおりとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、結城紬きものの貸出しを希望する者とする。

(貸出条件)

第4条 きもの等の貸出しは、次の各号に掲げる目的に使用する場合とする。

- (1) 結城紬の着用により市のPRをする場合
- (2) 結城紬の着心地を体験しようとする場合
- (3) その他市長が認めた活動を行う場合

(申請)

第5条 きもの等の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸出しを受けようとする日の7日前までに結城市結城紬きもの貸出申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、その可否を結城市結城紬きもの貸出許可（不許可）書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの対象としない。

- (1) 貸出したきもの等を使用した営利事業であるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- (3) 政治活動又は宗教活動を行うと認められるとき。
- (4) 貸出したきもの等を損傷又は滅失すると認められるとき。
- (5) 貸出したきもの等の管理上支障があると認められるとき。
- (6) その他市長が貸出しを適当でないと認めるとき。

(貸出期間等)

第7条 きもの等の貸出期間は、原則として貸出日当日のみとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(貸出許可の取消し等)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに使用許可を取り消し、当該貸出きもの等の返却を使用者に命ずるものとする。

- (1) 第6条第2項のいずれかに該当したとき。
- (2) 虚偽、その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (3) その他使用することが適当ではないと市長が認める行為をしたとき。

(紛失等の届出)

第9条 使用者は、貸出着物等を紛失し、破損し又は汚損したときは、結城市結城紬貸出着物等紛失等届出書(様式第3号)により市長に届け出るものとする。

(損害賠償)

第10条 使用者が故意又は重大な過失により、きもの等を紛失し、破損し又は汚損したときは、現品又は損害相当額をもって賠償しなければならない。

(実績報告)

第11条 使用者は、使用后速やかに結城市結城紬きもの貸出実施報告書(様式第4号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(実費負担)

第12条 使用者は、着物の管理等にかかる費用の実費相当分を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額は、市長が別に定める。

(負担額の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、負担額を減額し、又は免除することができる。

(1) 国又は他の地方公共団体において、公用又は公共用に供するとき。

(2) 市が共催する事業で使用するとき。

(3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成 27年 6月 1日から施行する。